

# 不要な皿を売るはずが、大切な貴金属を買い取られた

## 【事例】

「お宅の不要な物を何でも買います。お皿一枚でも OK」と業者から電話があった。訪問した業者が皿を100円で買い取った後、「アクセサリはないか？売らなくてもいい。鑑定だけしてあげる」としつこく言うので、何点かを見せた。すると「1万円で買い取る」と言い出した。何度も断ったが、粘られてサインをしてしまった。

## 【アドバイス】

「訪問購入」という形態の取引ですが、特定商取引法では厳しいルールがあります。業者は勧誘前に、「業者名」や「買い取りの目的があること」、その対象となる「物品」の種類などを告げる義務があります。貴金属買い取りの目的を告げず、近づく事例がほとんどです。

消費者は契約をした場合であっても、契約書を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフ（無条件解約）が出来ます。また、クーリング・オフ期間内は、物品の引き渡しを拒否できます。

不穏な勧誘電話を避ける為に、以下の対策をしましょう。

- ①電話は常時留守番設定にしておく
- ②安易に訪問を許さない
- ③突然の訪問は自宅へ入れない
- ④売るつもりがある場合でも、一人で対応しない
- ⑤断れなかった場合、クーリング・オフ期間内は物品を渡さない

おかしい、困った、どうしよう？と思ったら迷わず消費生活相談へ！

相談方法：来庁または電話

相談内容：悪質商法に関する相談、クーリング・オフや契約等について

相談日：毎週**火曜日・金曜日**（左記以外は受付けのみ）

相談時間：午後1時～4時（**受付は3時30分まで**）

相談場所：役場3階 ミーティングルーム（まずは4階産業建築課にお越しください）